

登米市協働ミーティング

(対話集会)を開催します

地域を元気にしていくためには、市が市民皆さんと同じ目標を持ち、力を合わせてまちづくりを進めていくことが大切です。講話や地域協働まちづくり事業の実践発表、意見交換などを通して、住みよい地域づくりについて皆さんと一緒に考えていきます。

市内9カ所で開催します。多くの皆さんのご参加をお願いします。

【日時・場所】 表1のとおり
【時間】 各会場午後7時開会
【内容】

- ①講話
 - ▼テーマ「住みよい地域づくりと地域コミュニティの役割」
 - ▼講師 宮城大学副学長・地域連携センター長 山田晴義さん
 - ②地域協働まちづくり事業などの実践発表
 - ▼地域協働まちづくり事業実施団体代表者など
 - ③市長との対話集会（意見交換）
 - ▼テーマ「協働でひらく、これからのまちづくり」
- 【募集人員】 各会場50人程度
【申し込み】 会場準備などの都合により、事前に申し込み

【表1】開催日程

月 日	場 所	申込先電話番号 (各総合支所地域生活課)
7月22日 (火)	南方総合支所 2階 大会議室	0220 (58) 2112
7月31日 (木)	石越総合支所 2階 多目的ホール	0228 (34) 2111
8月1日 (金)	米山農村環境改善センター 1階 多目的ホール	0220 (55) 2111
8月6日 (水)	津山老人福祉センター 2階 会議室	0225 (68) 3112
8月8日 (金)	登米公民館 1階 大集会室	0220 (52) 5051
8月18日 (月)	豊里多目的研修センター 1階 多目的研修室	0225 (76) 4111
8月19日 (火)	宝江ふれあいセンター 1階 多目的ホール	0220 (34) 2312
8月20日 (水)	市役所迫庁舎 2階 大会議室	0220 (22) 2213
8月21日 (木)	東和総合支所 3階 大会議室	0220 (53) 4111

【開催時間】 各会場 午後7時から

みをお願いします。当日の参加もできます。
【申込方法】 電話
※参加を希望する日程の連絡先にお申し込みください。
▼企画部市民活動支援課
市民協働推進係
☎0220(22)2173
▼各総合支所地域生活課

【問い合わせ】

平成21年度 「登米市景観百選」 作品募集

登米市は今年4月、県内市町村では初めて、景観法による景観行政団体として指定を受けました。これを受けて、平成20・21年度の2年間で景観計画を策定することとしており、この計画策定の一環として21年度に、市内の景観百選を募集する予定です。

市には、四季折々の豊かな自然、広大な田園風景、公園史跡、街並みなど、歴史・伝統・文化に根差したさまざまな景観だけでなく、身近な何げない風景の中にも後世に伝え残したいものがたくさんあります。

わたしたちが今後も守り、伝え、残していきたい風景やその風景を眺望できる場所から撮影した写真を募集し、「登米市景観百選」として選定するものです。

作品の募集は、21年6月ころを予定しています。それまでに市内の風景を撮影し、応募の準備をお願いします。

募集内容の詳細については、今後、広報や市ホームページなどでお知らせします。

景観行政団体とは
景観法に基づき、景観に配慮したまちづくりを行うための景観計画を策定することが可能な自治体です。

【問い合わせ】
建設部都市計画課
都市計画係
☎0220(34)2446

空き地などの管理について

空き地を放置しておく「雑草の繁茂」や「害虫の発生」、「枯れ草などによる火災」を起す恐れがあり、近隣に迷惑を掛けてしまうことがあります。

快適で住みよい環境を守るためにも、定期的に除草するなどして、環境衛生に努めるようご協力をお願いします。

住宅の耐震診断などの申し込みはお早めに 地震から住まいと命を守るため 耐震診断士を派遣します

宮城県沖を震源とする大規模地震が、近い将来、高い確率で再来するといわれています。市では、お住まいの木造住宅が倒壊するなどの被害を軽減し、安全性を高めるために、耐震診断などの助成事業を実施しています。申し込みは、建設部建築住宅課および各総合支所地域生活課産業建設係で受け付けています。

市が支援する耐震改修事業の一覧

区分	耐震診断	耐震補強工事	ブロック塀などの撤去	生け垣などの設置
事業の概要	専門家による木造住宅の耐震度合いの診断に対し、費用の一部を補助する	壁や基礎の補強、腐食部分の改良などを行うことによって、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助する	倒壊の恐れがある危険なブロック塀などを取り壊す場合、その費用の一部を補助する	危険なブロック塀などの撤去に伴う新たな塀の設置工事に対し、その費用の一部を補助する
補助対象	①昭和56年5月31日以前に着工した住宅 ②戸建ての木造住宅 ③過去に「耐震精密診断」などを受けていないこと	耐震精密診断または耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅で、改修工事完了後の総合評点が1.0以上となる工事	①スクールゾーン内の通学路などの路面からの高さが1m以上(擁壁上の場合は60cm以上) ②平成14・15年度実態調査の判定結果が「D・E」 ③一部撤去の場合は、道路からの高さを50cm以下に改修する場合	①危険なブロック塀などの撤去跡地への軽量の塀の設置工事 ②高さ1m以上の苗木を50cm以下の間隔で設置 ③高さ60cm以上のフェンスや板塀の設置
経費	200㎡以下の場合 144,000円			
補助額	200㎡以下の場合 136,000円	補助率=1/3 上限=300,000円	補助額=4,000円/㎡ 上限=150,000円	補助率=1/3 上限=100,000円
個人負担	200㎡以下の場合 8,000円			
申込期限	平成20年12月25日(木)			
申込方法	建設部建築住宅課(市役所中田庁舎内)または各総合支所地域生活課産業建設係にある申込用紙に、必要事項を記入の上、お申し込みください。			
問い合わせ	建設部建築住宅課 住宅管理係 ☎0220(34)2316			

(注) 建物などの状況によって、耐震改修経費や個人負担額に違いが出る場合もありますので、ご注意ください。

はしかにならないために。はしかにさせないために。

はしか(麻しん)は感染力が非常に強く、一度発生するとまん延の防止が難しい病気ですが、予防接種を受けることによって予防できます。

今年4月から5年間は、1歳・小学校就学前に加えて、中学1年生・高校3年生に相当する年齢の人も、麻しん風しん予防接種の対象者となります。まだ受けていない人は、早めの接種をお勧めします。

【平成20年度対象者】

- ▶1期=生後12カ月～24カ月未満
- ▶2期=平成14年4月2日～15年4月1日生まれ
- ▶3期=平成7年4月2日～8年4月1日生まれ
- ▶4期=平成2年4月2日～3年4月1日生まれ

ジフテリア・破傷風の予防接種を受けましょう

幼児期に受けた三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)予防接種によってできた免疫力を保持するため、学童期にも追加接種として、二種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種を受けることが大切です。

11歳を迎える小学5年生の皆さんには、7月下旬から行政区長を通じて個別通知しますので、確認の上、予防接種を受けましょう。

【対象者】

11歳以上13歳未満の人
※11歳の誕生日以降からの接種となりますので、ご注意ください。



【問い合わせ】 各総合支所市民福祉課 健康づくり係・市民生活部健康推進課 健康推進係 ☎0220(58)2116